

働きやすく、 休みやすく、 育児・介護休業法が かわります。

[平成29年1月1日施行]

小さなお子さんや介護が必要なご家族を抱えながら仕事を続ける方々の「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を推進するために、育児・介護休業法が改正されます。

職場で、そして家庭で、あなたを必要としている人たちのために、制度を活用して効率の良い時間の使い方を実現してください。

介護休業の 分割取得が可能です。

原則1回(通算93日まで)から
3回までの分割取得が可能に。



残業が免除されます。

対象家族1人につき介護終了まで
利用できる新制度です。



パートや契約社員の方々が休みやすい環境に。

育児休業・介護休業が
取得しやすくなりました。



マタハラ・パタハラの 防止が義務化。

上司・同僚による妊娠・出産、
育児休業、介護休業などに
対する嫌がらせを防ぎます。

